

高知くらしの護身術

20

エステの契約

勧誘に問題ありの例

(2006年8月16日掲載原稿)

幼少時代の友人からメールで「エステの無料チケットがあるから行かないか」と誘われエステ店に出向く。

肌チェックを経てから「きれいになりたいですよ。20歳代としてはよくないですよ。」と話掛けられ施術が始まった。

施術後に「どうでしたか？」と聞かれ「いいですね」と答える。

施術コース、化粧品や美顔器などの商品約37万円3年間のクレジット払いで総額約40数万円を勧められた。

勤務し始めて1年目で蓄えがないため躊躇していると、「月々いくらなら払えるか」と聞かれた。「1万円くらいなら」と答えてしまい誘われた友人にも悪いと思い断れなかった。その後エステ店に行くと施術後に「友人を紹介してくれたらお金が入る。友人を紹介してくれないか。」と持ちかけられ、いやだったし、紹介する気もなかったが一応返事は「はい」と答えた。

このことで、自分もこのようにして誘われたのだなと気づく。

以後お店の担当者から友人の紹介を促すと思われる「会いたい」等のメールが頻繁にはいるようになり、精神的に負担を感じ、解約の相談に至った。

センターは、相談者の苦情を伝え店の処理方針を聞いた。担当者は、勧誘や販売方法に問題がないので、中途解約のルールに基づき処理するとの方針であった。そこでセンターは、友人が「無料チケットがある」と法律で禁止している販売目的であることを告げすしかもエステ施術中の公衆の出入りしない場所での勧誘をしていることを指摘し、法律にのっとった対応をして欲しいと担当者に伝えた。

後日担当者から、中途解約ではなく全面解約に応じるとの回答があった。